

農産物の検体部位及び基準値適用部位の見直しについて

2018年12月26日
食品基準審査課
残留農薬等基準審査室

1. 現状

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品Aの部食品一般の成分規格（以下「告示」という。）の5（2）、6（2）及び7（2）の検体の検査部位が、コーデックス基準や諸外国のものとは一致していない食品がある。

これらの主な果実や野菜（以下「果実類」という。）とその検査部位は、以下のとおり。

食 品	日 本	コーデックス ¹
みかん	外果皮を除去したもの	果実全体。 Whole commodity. (Group 001 Citrus fruits)
びわ	果梗、果皮及び種子を除去したもの	果梗（茎）を除いた全体。 Whole commodity after removal of stems (Group 002 Pome fruits)
もも	果皮及び種子を除去したもの	種と果梗（茎）を除いた果実全体。ただし、残留濃度は果梗（茎）を除く全体に対して表す。 Whole commodity after removal of stems and stones but the residue calculated and expressed on the whole commodity without stem. (Group 003 Stone fruits)
キウイー	果皮を除去したもの	指定がなければ果実全体。 Whole fruit unless qualified: e.g., banana pulp. Pineapple after removal of crown. Avocado, mangos and similar fruit with hard seeds: Whole commodity after removal of stone but residue calculated and expressed on whole fruit. (Group 006 Assorted tropical and sub-tropical fruits – inedible peel)
すいか	果皮を除去したもの	果梗（茎）を除いた全体。 Whole commodity after removal of stems. (Group 11 Fruiting vegetables, cucurbits)
まくわうり	果皮を除去したもの	
メロン類果実	果皮を除去したもの	

¹ REPORT OF THE 49th SESSION OF THE CODEX COMMITTEE ON PESTICIDE RESIDUES
Beijing, P.R. China, 24 – 29 April 2017

http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-718-49%252FREPORT%252FREP17_PRe.pdf

2. 今後の対応（案）

これらの検査部位がコーデックスと不整合な食品については、コーデックス基準の多くが適用できないこと、作物残留試験の多くの場合において、現在外果皮及び果皮（以下、「果皮」）と果肉の両方の分析が必要で煩雑であること、検査時の試料調製において果皮を除去するなどの手間がかかること、などからコーデックスの検査部位に整合させることが望ましい。また、果皮を含む果実全体を検体とすることにより、当該農薬が GAP に従って正しく使用されたかどうかの判別がより容易になることが期待される。

一方で、果肉と果実全体では、農薬の残留濃度が異なることが想定されることから、機械的に現在の基準を果実全体に置き換えることは、場合によっては不適切である。

このため、新たに基準を設定又は改定する農薬について、上記の表に該当する果実類については、検体（検査部位）をコーデックス基準と整合させた基準値を設定する。

残留基準値や暴露評価等の具体的な取扱いは以下のとおり。

（1）残留基準値の設定

コーデックス基準が設定されているもの及び果実類全体の作物残留試験が実施されているもの又は果肉及び果皮（もも及びびわにあつては種子を含む。以下同じ。）の両方の作物残留試験結果が実施されているものから、告示第2欄の食品名を、

- ◇ みかん（外果皮を含む。）
- ◇ びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）
- ◇ もも（果皮及び種子を含む。）
- ◇ キウイ（果皮を含む。）
- ◇ すいか（果皮を含む。）
- ◇ まくわうり（果皮を含む。）
- ◇ メロン類果実（果皮を含む。）

として果実類全体の残留基準値を設定する。

基準値の設定に際して使用する残留濃度のデータは、果肉と果皮について、それぞれ別々に分析・定量されている場合には、それぞれの重量を加味して果実類全体の濃度を計算する。もも及びびわの種子には、一般的に農薬が高濃度に残留するとは考え難いことから、種子が分析されていない場合には、種子への残留はないとみなして計算を行う。

（2）告示の検体の改正

コーデックスと検査部位が整合した基準を設定した農薬が相当程度の数となったところで、告示の5（2）（不検出基準）及び6（2）（本基準）の検体部位（以下「告示の検体」という。）を以下の例のように改正する。

(現行)

告示の5(2)及び6(2)検体

食 品	検 体
キウイ	果皮を除去したもの

(変更後)

告示の5(2)検体

食 品	検 体
キウイ	果実全体

告示の6(2)検体

食 品	検 体
キウイ	〇〇、××、・・・に係る試験を行う場合にあっては果皮を除去したもの、それ以外の場合にあっては果実全体

※〇〇、××、・・・は、コーデックスと検査部位が整合していない農薬名。

※残留試験成績において果皮の検査結果がある農薬にあっては、検体は『果実全体』とする。

この変更後に、「キウイ（果皮を含む。）」とされている基準については、当該農薬の基準の変更の際に「キウイ」に改める（他の果実類も同様の取り扱いとする）。また、コーデックスの検査部位に整合していない農薬について、整合した基準値が設定された際には、告示の検体から当該農薬名を削除する。

(3) 残留基準値設定時における暴露評価

◇ 長期暴露評価

TMDI 試算においては果実全体の基準値案を、EDI 試算においては残留試験の果肉のデータがあればそれを用い、果肉のデータがない場合は果実全体のデータで摂取量を算出する。

◇ 短期暴露評価

残留試験データの数が4例以上の場合は果肉又は果実全体の最大残留濃度(HR)を、3例以下の場合は果実全体の基準値案で摂取量を算出する。3例以下で精緻化が必要な場合は、果実全体の基準値案に可食部係数²を乗じた値を用いて摂取量を算出する

²可食部（果肉）と農作物（果実）全体の残留濃度の比を可食部係数と呼ぶ。すなわち、非可食部を含む農作物全体の残留レベルに可食部係数を掛けることにより、実際に食べる可食部の残留レベルが求められる。

(4) 検査機関における種子の取扱い

もも及びびわの種子は、非常に硬く粉砕が困難であり分析サンプルの均一性を保つことが難しいことから、試験検査機関における検査は困難と考えられること、一般的に種子中に農薬が高濃度に残留するとは考え難いことから、種子には農薬の残留はないとみなし、果肉及び果皮における残留量及び種子を含む果実類全体の重量を加味して果実類全体の残留濃度の計算を行う。

3. 適用

2018年12月26日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会の審議品目から本運用を適用することとする。